

第五十七号議案

江戸川区営住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年六月十二日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区営住宅条例の一部を改正する条例

江戸川区営住宅条例（平成十四年三月江戸川区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第十号イ中「第十条第一項（」を「第十条第一項又は第十条の二（これらの規定を」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の改正に伴い、江戸川区営住宅の入居資格に係る規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。